

# 令和3年度 事業報告書

公益社団法人民間総合調停センター

社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

## 1 事業の概要

### (1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

### (2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

### (3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

## 2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

### (1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

### (2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする  
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの  
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で  
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい  
う。）。

③ 令和 3 年度は、令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日の事業期間に合計  
104 件の申立て（和解あっせん事件 104 件、仲裁事件 0 件）を受理し、令  
和 2 年度以前からの継続事件 47 件を含む 127 件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事  
件は 46 件（36.2%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立  
となった事件は 48 件（37.8%）であり、不応諾で終結した事件は 33 件  
（26.0）であった。

### （3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、  
1 件 1 万円及び和解等成立時に、成立手数料として 1 万 5000 円より納付し  
てもらったところ、令和 3 年度の申立手数料収入は 77 万 7000 円、成立手  
数料収入は 116 万 9000 円であった。

### （4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ  
き 8250 円、成立した場合には、成立報酬として、一人につき 3 万 3000 円  
を支払うところ、令和 3 年度の期日報酬は、535 万 4250 円、成立報酬は、  
470 万 9100 円であった。

### （5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の  
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度  
を毎週火曜日及び金曜日の午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担  
当者に対しては、報酬として 1 回につき 5500 円を支払うところ、令和 3 年  
度の報酬は、49 万 5000 円であった。

### （6） 災害 ADR 手続の実施

平成 30 年度より開始した災害 ADR については、令和元年度より、新型  
コロナ感染拡大に起因する申立もその対象としてきたが、令和 3 年度は 3 件  
を受理し、内 1 件は不応諾として終了し、1 件は申立人取下げで終了し、1  
件が継続中である。

### （7） ハーグ条約に関する ADR 対応

国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）を批准したことに

よる「ハーグ条約に関するADR手続」を今年度も実施し、令和3年度は3件の申立てを受理し、令和2年度からの継続案件1件も含め計4件を取り扱ったが、いずれも不成立で終結した。

### 3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

#### （1）調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会へ講師を派遣するなどした。

#### （2）和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

ただし、新型コロナの影響下、大ホールに受講を集めての集合型ではなく、事前に研修風景を録画したものをYouTubeで配信することとして実施した。

また、本年度は、定例研修とは別に特別研修として、ADR実践講座を3回にわたり開催したが、これについては集合型研修併用の開催であった。

日程	研修テーマ	講師
5/24～6/30 配信	「士業におけるテレワークのすすめ」	大阪府社会保険労務士会 社会保険労務士 中島 康之 氏
7/26～8/31 に配信	「宅地建物取引業における消費者保護について」	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 相談所運営委員会委員長 北井 孝彦 氏 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会大阪本部 苦情弁済委員会委員長 濱西 孝士 氏
8/16～9/10 に配信	特別研修 ADR 実践講座第1回 「個別労使紛争における調整・あっせん・労働審判の現状」	大阪府労働委員会事務局 佐々 力 氏 元労働審判員・摂津市労働相談員

		古川 英児 氏
9/27～10/29 に配信	第一部「防災における建築法規が果たす役割～阪神淡路大震災、東日本大震災、大阪府北部地震を振り返って～」 第二部「木造住宅の耐震基準変遷と伝統木造建築の耐震性能～建築構造家の立場から木造建築の防災についての解説～」	大阪府建築士会 大阪府建築士会専務理事 山添 光訓 氏 大阪府建築士会研修部門長 株式会社能勢建築構造研究所 代表取締役 横田 友行 氏
9/27 開催 10/12～11/5 に配信	特別倫理研修 ADR 実践講座第 2 回 「紛争解決において、和解あっせん人の果たすべき役割」	元高松高等裁判所長官 京都大学大学院法学研究科教授 小久保 孝雄 氏
11/29～12/2 に配信	「障がいの理解と合理的配慮について」	大阪社会福祉士会 社会福祉士 前川 敦 氏
11/29 開催 12/13～1/4 に配信	特別倫理研修 ADR 実践講座第 3 回 「和解あっせん手続の実践」	元大阪地裁第 10 民事部総括判事 摂南大学法学部法律学科特任教授 田中 敦 氏
2/10～3/4 に配信	「ハーグ条約に係る事案（国際的な子の監護に関する和解あっせん）における臨床心理士の役割と弁護士との協働について」	大阪府臨床心理士会 臨床心理士 巽 葉子 氏 同 木田 恵理 氏 大阪弁護士会 弁護士 濱田 雄久 氏
3/22～4/15 に配信	「マンション騒音問題 マンション管理士からのご提言 ～管理組合様への対応事例より～」	大阪府マンション管理士会 マンション管理士 福井 英樹 氏

#### 4 広報活動事業（公1-3）

令和3年度は、ADR及び当センターの広報として、ホームページの運営管理、リーフレットの関連団体への配布のほか、次の広報を実施した。

- (1) 消費者問題専門情報誌「消費者情報」（Web版）への協賛広告の掲出  
Web版「消費者情報」に、協賛広告を掲出した。
- (2) 関西経済連合会「会員名簿」への協賛広告の掲出  
関西経済連合会が発行する会員名簿に、協賛広告を掲出した。
- (3) 企業従事者向けのインターネット広告  
4月より、企業従事者向けのインターネット広告を開始した。
- (4) 淀屋橋駅周辺地下構内の電照看板広告

4月より、淀屋橋駅周辺地下構内の電照看板広告の掲出を開始した。

(5) 大阪シティバスの車両側面広告

8月より、二つの路線における大阪シティバスの車両側面広告を開始した。

(6) 大阪市役所本庁舎内モニターでの動画広告

9月より、大阪市役所本庁舎内モニターでの広告動画の放映を開始した。

5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の作成を省略している。

以 上